

**第二回東京都食品安全情報評価委員会
「健康食品」専門委員会**

議事録

**日時：平成16年12月9日（木）
会場：都庁第1本庁舎42階特別会議室C**

古田健康安全室食品医薬品安全情報担当副参事（以下「古田副参事」） おはようございます。健康安全室副参事の古田でございます。議事の始まるまでの司会進行を務めさせていただきます。

今回、第2回目健康食品専門委員会ということでお集まりいただきました。今回より丸山先生に新しく委員のご就任をお願いいたしました。また、事務局の方も、「健康食品」にかかわる事業を直接担当しております各課長が加わることになりました。レジュメをめぐっていただきました2ページ目のところに事務局名簿がございます。上の方から、健康安全室薬務課長の森、食品監視課長の小川、薬事監視課長の中村が加わりました。この専門委員会あるいは評価委員会から知事に提言をいただいた後、実際の施策を考えていく担当部署になります。今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

この委員会は7名の委員で構成されており、現在おみえになっておりますのは5名（2名遅れ）ですので、委員会は成立しております。2名の委員も遅れてお着きになる旨ご連絡をいただいております。

それでは、座長の方に進行をよろしくお願ひしたいと思います。

梅垣座長 それでは、本題を進めさせていただきます。

まず、事務局から資料の確認をお願いいたします。

栗田健康安全室健康安全課食品医薬品情報係長（以下「栗田係長」）

< 資料確認 >

古田副参事 座長、委員の先生がおそろいになりましたので、新しい委員の先生のご紹介をさせていただいてよろしいでしょうか。まず、前回から委員にご就任いただいていたのですが、ご都合でご欠席だった池上委員をご紹介させていただきます。大妻女子大学教授の池上先生でございます。

池上委員 私は国立健康栄養研究所に30年以上勤務いたしまして、そのときから特定保健用食品の制度立ち上げからずっとかかわって、今も特保の審査員をさせていただいております。それからもう1つは、食品安全委員会の方で、特定保健用食品が中心ですが、その安全性評価ということを担当しております。そのほかに国の、今は厚生労働科学研究と申しておりますが、以前は厚生科学研究という研究班の班長を何回か務めて、その中で特定保健用食品や「健康食品」の安全性とか有用性に関する研究を組織したこともあります。関心の深い領域ですので、自分自身もまだ迷いの多いところで、「健康食品」というのを一体どう位置づけたらいいのかは、まだ自分でも明快な答えを持っていないのが実情です。

ここで皆さんからのいろいろなご意見を聞きながら、自分なりの考え方もまとめさせていただく機会にもなるかと思って委員をお引き受けさせていただきました。

来年は少し時間割をうまく組んでもらうようにいろいろ工夫をしておりますので、来年に関してはもう少し出席できる機会が多くなるだろうと思います。どうぞよろしく願いいたします。

古田副参事 どうもありがとうございました。

続きまして、今回第2回専門委員会より委員にご就任いただきました丸山委員をご紹介します。財団法人東京都保健医療公社大久保病院外科医長でいらっしゃいます丸山先生でございます。

丸山委員 丸山でございます。今回から委員に入れていただきまして、本当に光栄でございます。

私は都立であった大久保病院に13年前に大学病院から参りまして、もともとは消化器外科の専門でございますので、手術後の中心静脈栄養とか、あとは経腸栄養法などを中心に研究してきたのですが、一般病院に来てからは、一つは術後の栄養ばかりでなくて、在宅の患者さんの栄養療法だとか、あと栄養サポートチームと申しまして、チーム医療の一種で、そういうものを静脈経腸学会という学会のNSTプロジェクトというものの関東地区の責任者でもありまして、そういうことで手術のときの栄養ばかりではなくて、一般的な臨床栄養も今、手がけておりますので、こういう会にお招きいただいて委員をさせていただいたのだと思っております。

また現在は、食品に関していえば、私は世界の国を回って世界の病院の食事とか手術後の食事というのも今、研究しておりまして、世界で1人の研究者と呼ばれております。ですから、またそのようなことも皆さんの参考にしていただければと思っております。よろしく願いいたします。

古田副参事 それでは、座長に進行をお願いいたします。

梅垣座長 それでは次、最初に前回の委員会でいろいろ議論をしていただいて、この委員会での検討内容の全体像をながめられるようなこの大きな資料1というのを作成していただいております。流れを把握するために、まずこの資料1について事務局からご説明をお願いします。

古田副参事 それでは、資料1の説明をさせていただきます。お手元に資料1をご用意いただきたいと思います。

それから、資料の紹介はしていないのですが、皆さんのお手元に「健康食品」の定義を書いたものを置かせていただいております。先にこちらのおさらいをいたしますが、第1回目のときに「健康食品」というのは各方面でいろんな言い方をしているので、言葉の使い方を決めなければ話が進まないということで検討いただきました。この委員会独自に定義するというのは効率的でないということで、国の「健康食品」に係る制度のあり方に関する検討会で採用されました定義、健康の保持増進に資する食品として販売されるもの全般を指すというものにあわせることといたしました。この中には国の制度であります保健機能食品も含まれますし、それ以外の「健康食品」、ここではいわゆる健康食品と呼ぶことにいたしますが、そういうものを含めた全部を私どもの検討の対象としていくということになっております。

それでは、資料1の方に入ります。資料1は、今後、この検討委員会で何を検討していくのか、それから検討するために何を決めなくてはならないのかというようなことの全体像を示したものです。きょうは特に資料3、4のところを集中的にご議論いただこうと思っております。

まず「健康食品」について検討することとなった経緯、これは前回整理させていただいたことですが、さきの食品安全情報評価委員会の中でさまざまな「健康食品」の課題等が出ておりましたけれども、この委員会はこういったそれぞれの課題のリスク評価をやる組織ではない。また、個々にこういったものを一々当たっていたのでは「健康食品」全体の問題が解決できないということで、「健康食品」の情報を総合的に評価検討する必要があるということがこの背景になっております。

続きまして、専門委員会で検討の対象とする「健康食品」の範囲を、先にご説明しましたとおり、鍵カッコ付の健康食品とするということを書いております。

続きまして「健康食品」に関して問題となっている現状で、これは後ほど詳しく申し上げたいと思いますが、前回、委員の皆様フリーディスカッション形式で「健康食品」についてどう思っているかご発言いただきました。その内容を整理させていただいております。「健康食品」につきましては、大きく現状を3つに分けて、『都民の「健康食品」への誤認や理解不足』、それから『健康被害が実際に発生している現状』ということ、『科学的に不確かな情報が氾濫している、適切な情報が不足している、あるいはきちんと伝わっていない』としました。

続きまして資料3になるのですが、検討の目的ということで今回検討していただく一つ

の事項でございます。前回、東京都のスタンスということで、東京都の基本的な考え方を示させていただきました。これをもとに、この委員会での考え方についてご討議いただきまして、私どもで整理させていただいたものでございます。右の方に丸が6つある図がございます。これは今回、新たに皆様にご提示させていただくのですが、これはすべて東京都が施策としてやっていこうということではなくて、「健康食品」を都民の方が安全にかつ適切に利用できる環境というのが最終的な目標になるだろうということで、その状態というのは一体、どういう状態なのかということ、皆様のご意見を元に図にしたものです。理想像と考えていただければと思います。また、この中の項目等につきましても、きょうご検討いただきたいと思いますと思っております。

それから次に目的達成のための目標を掲げてございます。ここは上下2つに分けまして、まず上の段は、検討の方向性ということで、実際にこの評価委員会でご検討いただく、あるいは評価をいただく項目を資料4のところを出していきたいと思っております。この部分は今後の検討の枠組みになりますので、この辺、本日、十分なお議論をいただきたいと思っております。また、目標は3つに区切ってありますが、先の現状を3つにわけたところと対応させております。下の、検討の基礎とする調査・情報収集という項目は、検討の方向性、検討いただくための素材をどのように集めていくかを示しております。この中で幾つかの部分についてはもう既に情報等が集まっておりますので、このまとめ方あるいは方向性をご検討いただくこととなります。また、これから調査を行うようなこと、特に前回の委員会でもご議論いただきました医療機関あるいは医療関係者に対する外部の調査機関に委託しての調査については、調査が終了次第、この委員会に資料としてご提示し、ご検討いただきたいと思います。そのほかに幾つかアンケートも用意しておりまして、本日、そのアンケートの素案を資料の方につけさせていただいておりますので、そちらの方のご検討もよろしくお願ひしたいと思います。

そして、こういった基礎資料あるいは検討の方向性ということでまとめていただきまして、最終的に東京都への提言という形でこの委員会から知事へ御提言いただきたいと思います。提言を基に、私ども行政機関は実際の東京都の施策として具体化していくことになります。

以上でございます。

梅垣座長 ありがとうございます。資料番号が横に振っておりますので、この資料をながめながら、あとの議論をしていきたいと思っております。資料1はこの全体の流れを確認す

るための資料ということです。この内容について個々にこれから検討しますが、全体について何かご質問があればお願いします。

では次に、今後の予定を見ながら検討していくということで、先に事務局の方から資料6のご説明をお願いします。

古田副参事

< 資料6をもとに平成17年9月頃までの予定を説明 >

梅垣座長 ありがとうございます。

それでは、個別の資料について検討していきたいと思います。最初に「健康食品」に関して問題となっている現状についてというところで、資料2のご説明を事務局からお願いいたします。

古田副参事 それでは、具体的な検討に入らせていただきます。お手元に資料2、それから先ほどの資料1もご用意いただきまして、どの辺の位置にあるのかというのをご確認いただきながら、ご検討をよろしくお願ひしたいと思います。

この資料2は、前回第1回目の専門委員会での検討結果を踏まえた上でまとめさせていただいたものです。この中で現状を大きく3つに分けさせていただきました。1つ目が都民の健康食品への誤認、理解不足というようなこと、2つ目が健康被害の発生、3つ目が科学的に不確かな情報の氾濫と適切な情報の不足及び伝達不足です。私もこれを検討するときに、事務局内部でもさまざま議論したのですが、当初、都民の方の認識がなかなか育っていかないといいますが、そういった中にはこの3番で言っているような適切な情報がきちんと伝わっていないからではないのかという指摘もあり、1番と3番は项目的に裏と表、あるいはくっついていることではないかというようなことで、一緒に検討した方がいいのかもしれないという議論もしてきたところです。しかし、この1番で掲げている部分は都民の方の現在の状態といえますか、ベースになっているような部分で、それに対して、この3番目は動的といえますか、新しい「健康食品」が開発されてきたり、多様な広告が行われていたり、またさまざまな機関から有用な情報も随分整備されてきているような状況もございますので、それらを個別の情報の問題と捉え、最終的には1と3を分けた状態で案をご提示することといたしました。

< 資料2に基づき、前回討論した『「健康食品」に関して

問題となっている現状』について振り返る。 >

梅垣座長 ありがとうございます。これは前回の検討結果をもとにやっているのです

が、大枠としてこの問題を3つに分類されていますが、これについてよろしいでしょうか。一応、全体で確認をしたいと思います。

池上委員 前回、出席しないで言うのはなんですが、私は2番目のこの健康被害の発生というところにこういうこともあるのじゃないかと思っています。「健康食品」を製造している企業の場合、きちんとした製品管理のできている企業もあるのですが、多くの場合、製造現場の衛生管理だとか製品管理だとかがきちんと行われていないようなところにつくられるというものがかなりあると思います。ですから、単に「健康食品」の素材の安全性の問題だけではなくて、食品としての衛生的な安全性の担保が十分になされていない製品があるという感じがします。また、多くの素材が必ずしも国内だけでつくられているわけではなくて、海外から輸入している場合がある。そうすると、海外での例えば農薬の使用だとか、生産現場のときの衛生状態、あるいは環境問題といったようなものもこの「健康食品」の問題として出てくる可能性があると思います。過去にはそういう事例も実際にはありましたから、そういうものも追加した方がいいのではないかという私の意見です。

梅垣座長 ありがとうございます。

古田副参事 ありがとうございます。私どもも同じ認識を持っております。ちょっと表現がわかりにくかったと思うのですが、私どもこの2番の(1)のところに「加工方法」というようなことで、衛生的な製造管理とか、あるいは先ほどクロレラの事例をご紹介させていただいたのですが、これは、乾燥クロレラ原末に失活することなく存在したクロロフィルラーゼによるクロロフィルの分解反応が、打錠する前の行程で使用された含水エタノールによって促進された結果、有毒な分解産物が製品に多量にできてしまったという製造上の工程の問題でございました。こういった製造、衛生上の問題、あるいは製造方法の問題、それから先ほどいただきました原料の問題を2(1)に含めたつもりでした。もう少しわかりやすく盛り込めないか検討したいと思います。

梅垣座長 大枠として3つに分けるとするのはよろしいでしょうか。

それでは次に資料3です。資料3でこの委員会で共通の認識と検討の目的というのを確認していくわけですが、事務局からご説明をお願いします。

古田副参事 資料3の説明をさせていただきます。お手元に資料3とそれから先ほどの資料1をごらんいただきたいと思います。

前回、東京都のスタンスということで東京都の認識を提示させていただきまして、この委員会での検討するに当たっての共通認識をご討議いただきました。「健康の保持、増進

のためには、まず主食、主菜、副菜を基本に食のバランスを測ることが重要である」という初めのパラグラフのところ、これは前回の委員会で、まず「健康食品」問題を考える際に一番ベーシックとなる部分を必ず言い続けていかなければならないというご指摘がありましたので、一番目に入れさせていただいております。また、特定の食品成分を「健康食品」として加工された食品から摂取することは、手軽な方法として既に消費者に定着しているということもあり、「健康食品」が必要か必要じゃないかという議論もあるのですが、実際にはもう既に多くのアンケート調査等でわかっていますとおり、多くの都民の方が使っている現状があることに出発点を置き、私どもはその現状をどうしていくのかというようなことをベースにしていきたいということでございます。

次に、「健康食品」は原材料の安全確認が不十分なこと等により、潜在する問題や医薬品との併用等の利用方法によっては、健康に悪影響を及ぼす場合もございます。そういった利用上のリスクが十分に利用者に認識されていないということがあります。「健康食品」は、食品だから安全と、そういう単純なものではないということが伝わっていないということです。また、「健康食品」には国が一定の機能表示を認めた保健機能食品から、科学的な根拠がないまま効果等が強調されている「いわゆる健康食品」もございます。都民はさまざまな情報をはらんする中で、過大な期待を抱いて「健康食品」を選択している現状があるというようなことで認識をまとめさせていただいております。

続いて、この委員会での検討の目的を整理させていただきました。「健康食品」をめぐっては、上記1のように多くの混乱が生じているのが現状です。本委員会では、「健康食品」に関する正しい情報が製品の安全性に反映され、またわかりやすく誤解のない形で都民に伝えられることにより、都民が「健康食品」を安全にかつ適切に利用できる環境を整えることを目標に置き、そのための都の役割について検討を行うということを目的（案）といたしました。もう少し短い言葉でくりたかったのですが、前提条件といえますか、盛り込む事項が多かったためにちょっと冗長になっております。

ここで先に「環境」という言葉を使いまして中に表現してあるのですが、ここで言う環境とは「健康食品」にかかわるものがそれぞれ下の図のような役割を果たしている状態を考えております。この中で東京都と都民、私ども東京都はこの問題を検討している主体でございますが、そのほかに企業、メディア、学校、医療関係者をかかわる部分として掲げております。それぞれの主体がそれぞれの責任、あるいは役割を自覚し、実践していくことが必要で、東京都はそれぞれの主体に対して働きかけをどうするのかということが、こ

の検討会での検討課題になっていくと思います。そうした全体的な取り組みが、都民の方々の適切に利用できる環境というようなことにつながっていくというようなことでございます。

とりあえずここまで説明させていただきたいと思います。

梅垣座長 ありがとうございました。

ただいまの説明の共通認識と検討の目的についてそれぞれの先生から意見を伺いたいのですが、1人ずつ池上先生からお願いできますか。

池上委員 まだちょっと頭の中がちゃんと整理ができていないので、もうちょっと待っていただけますか。頭を整理します。

代田委員 この資料3の下の6つのサークルで示されたのは、リスクコミュニケーションということで考えれば、それぞれはステークホルダーと理解されると思うのですが、検討にあたっての共通認識ということだと、「リスクが十分に認識されていない」という点が作業を進めていく上で大変重要ではないかと思います。リスクがあるという認識がそれぞれのステークホルダーのところで持たれていけば、それぞれがここに書かれているような理想とする役割を果たすために努力するし、あるいはそういうことを認識して注意をするということになるのではないかと思います。ですから、このリスクが、それぞれのレベルで十分に認識されているかどうか、行政は十分に認識されているとしても、実際に消費者あるいは都民というところになるかと思いますが、そういうところでどうか。あるいは製造販売されているところはどうなのか。メディアはどうなのか。医療関係者はどうか。子供たちはどうなのかというようなところを知る必要があると思います。東京都から都民へのリスク情報の発信ということだけではなくて、全体的にそういう認識がどの程度あって、それぞれ認識の違いがどのくらいあるのかというのを把握することも、この先の委員会での検討を進めていく上で重要ではないかと私は思っております。

以上です。

浜野委員 共通認識については特に異論はありません。ただ、これは私自身の悩みでもあるのですが、ここで「健康食品」とは広い範囲を言っていると思いますが、普通の食品に対比してどういう位置づけになるのだろうかというイメージがなかなかわかっていないのです。別の言い方をしますと、「健康食品」というのは必要なものなのだろうか、なくてもいいものなのだろうか。あってもなくてもいいのか。事実、あるのですが、それもまた別の言い方をしますと、ここに最初に書いてあるように通常の食事がもちろん大切です

が、ここで言う「健康食品」とは、サプリメント、補助食品という位置づけでかなりのものは入るような気はするのですが、入り切らないものもあるような気がします。ただ、大まかにはやはり補助食品という位置づけかなとも思ったりします。これは結論が出ないのですが、何かいいアイデアがあれば、ぜひ教えていただきたいと感じました。

それから2番目の検討目的のところですが、私は現在、アドバイザースタッフの講習会でお話をさせていただいています。これは日本健康栄養食品協会の講習会なのですが、そこで事務局の方とお話をしておりますと、現在そこで認定を受けた人たちというのが全国で500人もいます。東京都の中でどれほどいるのかを聞くのを忘れましたが、多分、2割から3割はきっと東京の方々だと思います。この講習会はずっと東京でやっていますから、ひょっとするともっと多いかもしれません。100人から200人の間ぐらいは東京都民である可能性もあります。更に、その参加者は各方面の方々がいらっやって、必ず何人かは行政の保健所などから参加されています。あるいは病院薬剤師、栄養士、という形でいらっやっていて、この図を見ていて、医療関係者という範囲に入るのかわからないのですが、そういう人たちは実は働く場というか、自分たちが獲得した知識等を活かす場が余りないようなのです。これは利用しない手はないだろうと思います。利用されることを願っているわけですし、自分たちの能力をぜひ発揮したいという意味では、そういう人たちの位置づけ、たしか国立健康栄養研究所の方でも別の形のものがあり、また、全国で幾つかありますが、それを利用しない手はないだろうと思います。この枠組みの中のどこに入るべきかはわかりませんが、そういった人たち、あるいは医療関係者のところで栄養士とか薬剤師も重要なファクターだろうと思います。それから、栄養を実際に研究されている栄養の先生方も、入れていただかなければならないと思います。

いずれにしてもこの輪というのは、どれがというよりも、すべてを同時並行的にやらないとならない気がしております。

梅垣座長 ありがとうございます。

では、次は私の意見としては、基本的にこの出されている内容に賛成です。今、「健康食品」の定義というのがありましたが、厚生労働省は「健康食品」、保健機能食品というのも入れているわけです。ですから、それはビタミン、ミネラルというも科学的なエビデンスが蓄積していて、使い方によっては非常にいいものなのです。そういうものとほかのものとを区別できるような状況にする。「健康食品」というのは一般にかなり浸透していますから、いかに情報をうまく伝えていって、どれがどういう特色を持っているか。単

なる言葉でなくて、中身がどういうものかというのを説明していく状況になっていると思っています。

それから、この役割分担はこれでいいと思いますし、単に東京都だけとか行政だけとか都民だけとかメディアだけというのでは、今はもう対応できなくなっていますので、連携するという意味で、それぞれがどういう役割を持っていて、この問題に対してどのような対応ができるかというのをそれぞれが認識して連携してやれば、うまくいくと思います。それがなければなかなか難しいと思いますので、こういう役割分担をしていただいて、どこがどれを担当して、都民に貢献できるかというのを考えていくべきだと思いますし、これで非常にわかりやすくなっていると思っております。

林委員 資料の1、2、3は、流れとしては極めてわかりやすくまとめられていると思います。ここで基本的に考えなければならないことは、『「健康食品」に関する正しい情報が』ということです。この言い方だと、「健康食品」に対する正しい情報というのがすでに存在し、もうでき上がっているように感じられるのです。しかし、よく考えてみると、健康食品に関する正しい情報は何か、どういう情報があれば都民が健康食品を正しく理解し、それぞれの目的に応じて適切に選択できるようになるかという情報は、或いは情報の骨格は、十分にできていないと思われれます。ですから、ここで専門委員会での共通認識として、「健康食品」に関する正しい情報とは何かについて検討するべきです。先ほど都民の「健康食品」への誤認、理解不足が認識になりましたが、大切なことは都民がなぜ誤認しているか、なぜ理解不足なのかを明確にすることです。この点を突き詰めると、やはり「健康食品」の必要性とか目的を正しく理解するための情報が提供されていないということになると思います。

先ほど浜野委員の言われた「健康食品」が本当に要るのか要らないのかということについては、別の機会に述べさせていただきます。

梅垣座長 では、丸山先生、お願いします。

丸山委員 基本的にはこの3つに分けたというのは非常にうまくまとまっているのではないかと私は思っております。ですから、全体的な面は非常にうまくまとめられているなという感じがいたします。

「健康食品」を考えた場合、一般的には「健康食品」というのは健康な人が食べるというイメージを持っていますが、「健康食品」には病人が食べる「健康食品」と、健康な人が健康指向で食べる「健康食品」と2種類あるわけです。また、「健康食品」は別な考え

方をすると、医療側から出てきた「健康食品」があると同時に、民間療法的な「健康食品」もあるわけです。そういう意味で、いわゆる2×2の4通りの「健康食品」があるので、それをどう扱っていくかということが問題点になってくるのではないかと思います。我々のような職業の方から考えますと、いわゆる医療側から出ていった「健康食品」で、かつ病人指向の「健康食品」というのは結構たくさん出ているのです。むしろ逆にそういうものはいわゆる保険から外れた食品ですから、医療経済的に考えれば、保険がきかなくて個人が買うので、逆に言うとそういう面で医療経済的には非常にいいわけなのです。ですから、我々も手術前に飲ませる「健康食品」というのがありますが、そういうものを使って、術後の合併症を減らすといわれているものもたくさん出ていますし、例えば床ずれの患者さんがいたら、亜鉛の成分のものを飲ませたりすると。それは薬じゃないので、買っていただくということになると、保険ではなくて個人が買うわけですが、そういう意味では医療経済的にOKなわけです。ここに書かれているようなところで、「健康食品」の普及を考慮した患者対応、これは逆な面で「健康食品」の普及というものも考えてやっていった方がいいのではないかという気もいたします。その普及に関しては、やはり医療者側から出てきた「健康食品」には科学的に効果がはっきりしているものも多いので、そういうものをしっかりと認識して、都民の方々にこういうものもあるということ逆を提案していくということも一つの必要なことじゃないかと思っております。

古田副参事 ちょっと質問させていただきたいのですが、今、医療関係者の方が積極的に患者さんの術後、あるいは手術前に「健康食品」をご指導いただいて、医療効果を上げていらっしゃるということをご紹介いただきました。その辺の部分が私どもまだ余り情報としてこれまで十分収集できておりませんので、後ほど具体的な事例を教えてくださいたいと思います。よろしく申し上げます。

梅垣座長 では次に村上先生、お願いします。

村上委員 私は情報のところをやはり一番気にしております。この資料の最後のところ、(4)、(5)、(6)に、適切な情報はかなりあるのだということ。そして、ではどうしてそれは利用されていないのかにまで踏み込んでいるところが、とてもいいと思いました。今まではどちらかというと悪い情報のはんらんしているとか、いい情報がない、ないと言われていましたが、実はかなりあるのに利用されていない、それはなぜかということ、やはり利用しにくいのではないかということに目が行っている。特に(6)あたりは公的機関が出すのは確かにいいんだけど、都民がそこにアクセスしないし、してもちょっと難

しいところがあるのかもしれない。あるいは食わず嫌いで、知らないままそちらに行こうとする意思がないという、その辺の状況、つまり都民の側からのところを見るという視点をかなり掘り下げた方がいいと思います。そうすると、この6つのサークルの都民というところについて、基礎知識の取得、情報の収集・理解、必要性を考慮した利用、これの少し手前に、なぜ受け付けないのか、そちらに行こうとしないで、わかりやすい方、あるいはおもしろい方へ行くのか。その辺を少し掘り下げたらどうかと思います。

それから全体としては、この6つのサークルを全部考えたりすることは、この専門委員会がどこまで効果的に作業ができるかを考えると難しいので、結果を出すのには、どこかに少し絞った方がいいかもしれないという気もいたします。その場合には、私は「健康食品」による健康被害をとりたいと思います、これは利用者側にとっては一番痛いところです。健康になろうと思って食べている人が健康被害をこうむる。この問題点をはっきりと打ち出すということだけでも都民の「健康食品」に対する態度についての警鐘としては、効果が上がるのではないかと思います。ですから、全体像はとても広い範囲にわたっているのですが、「健康食品」の委員会の最終的な成果として、都民に一番ぴたりくるものも用意できるようなことを考えてはどうかと思いました。

池上委員 前回の議論に参加していないものですから、何をどういうふうに申し上げるのがいいのか十分整理できていないところがあるのですが、今の先生方のご意見も聞きながらこれを見たときに、私はこれだけでいいのだろうかという思いがどうしてもこのまとめられた資料の中にあるのです。それは、例えば健康被害が出ているとすると、そういう被害の実態をやはりきちっと把握できるシステムというのがなければいけないんじゃないかと思うのです。今のここに提言されている中身は、それぞれ関係者が正しい情報を得て、あるいは関係者に注意を喚起して、そして自分たちがそれぞれ責任を持ってやりなさいというか、あるいは消費者にとってもそういう感じですよ。できるだけ消費者が自分で判断できるように、どうしたらいいかと。これは基本としては私は非常に大事なところだろうとは思いますが、今は例えば薬事法やいろんな法律に違反したものが横行しているわけですし、東京都というところは全国の中核であるから、そういう被害の出てくる割合も高いし、また地方に被害を及ぼす可能性も非常に高いと思われます。東京都自身がこういうことで考えられるということは大事なことです。では、東京都で何とかすれば、日本全国何とかなるかということ、私はそうではないかと思いますが、中核的な役割をしている東京都が行政のシステムや、あるいは安全管理のシステムにどんな問題があるのかという

のも考えてもいいのではないかと思います。ただ、今のご議論を聞いていると、そういうところまでとても広がる話ではないのかと感じもしたりするところはあるのですが、国と地方自治体あるいはいろんな地方自治体の中にある組織がこの問題にどうかかわっていったらいいのか、そこら辺の明確なシステムづくりに対する提言というのでも必要ではないかというのを私は感じました。

古田副参事 ありがとうございます。とても重要な視点だと思います。現在、例えば「健康食品」による健康被害が発生したときに、医療機関が保健所を通じて国に届ける制度があるのですが、なかなか十分機能していないという実態がございます。なぜ「健康食品」の健康被害が把握されづらいのかというようなことが、やはり実態としてわからなければいけないと思っております。今日はまだ説明をさせていただいていなかったのですが、前回のご議論を元に、外部の調査機関に委託して、医療機関での「健康食品」への対応状況などを調査する予定です。今月の終わり頃、複数の調査機関から調査企画案の提出を受けて、内容を審査し、委託先を決定する予定です。調査方法はまだわかりませんが、この調査により、健康被害が把握されづらい実態を調査して、現状の問題点を解決するためにはどうしたらいいのかということ、委員会で検討していただきたいと思っております。

現在、このサークルの中では、資料3の裏にメモ用というご議論いただく際の項目として幾つか置いてあります。医療関係者の役割として健康被害の把握と情報の共有というのをとりあえず置いておりますが、調査結果を踏まえ、私どもが医療関係者に働きかける必要性・内容をご検討いただきたいと思いますと思っております。

梅垣座長 先ほどの実態を把握するシステムというの、つくるのはこの議論をして、それで東京都は行政機関ですから、どこの部署に何が必要かということのを明確にして、それを行政的にやっていけばできるような気もします。それは後でいろいろ議論して、どの方向性が一番妥当であるかというのがわかるようになればいいと思います。

ではあと、対象者の設定というのが今、6つあるわけです。この輪ですが、これによろしいかどうかという意味で、浜野先生から専門職はどこに入るのかというのがあったのですけれども、それも例えば医療関係者の中に薬剤師の人、医師の方、それから最近サプリメントアドバイザーという専門職の人がいます。だから、そういう方もここに含めた形、例えばサプリメントアドバイザーだと、企業の中にもありますし、そういういろんなところに分散されていますから、その中に含めて考えてもいいかとは思いますが。

では、対象者はこの感じでよろしいでしょうか。それでは次に、資料4になります。こ

れが今までの話を踏まえて実際の検討をしていくという検討の方向性の案ですが、これについて事務局からご説明をお願いします。

古田副参事 資料4をご用意いただきたいと思います。検討の方向性ということで、案としてあります。

資料4に書いてある項目は、資料1の項目と内容は全く同じでございますので、どちらを見ていただいても結構です。これは先ほどご確認いただきました目的、目的を達成するための目標(案)をしめしております。これは先ほど資料2のところでご確認いただきました現状というところと対応している部分なのですが、項目としては3つ。都民の認識の向上、という、何かお仕着せがましいのですけれども、そういった意味ではなくて、認識が向上していく状況をつくらなければいけないというような意味合いに取っていただきたいと思います。それから製品やその使用上の安全確保、製品自身の安全、使う上での安全ということです。それから、適切な情報の提供と、項目は3つに分けてございます。

< 都民の認識の向上 >

林先生の方からもご指摘いただいたように、正しい理解とは一体何なのか、何を健康食品問題のときに伝えなくちゃいけないのか、この辺を委員会の先生の皆さんのお力をお借りして評価をいただきまして、きっちりと固めていくのがまず基本だと思います。そして、そのベースをもってリスクコミュニケーションを実施するためには、一体どんな方法があるのか、適切なのか、ということを検討いただきたいと思っております。

< 製品やその使用上の安全確保 >

先ほど池上先生の方からもご指摘があった部分とも関連する健康被害情報を共有する仕組みの必要性ですが、現在、医療機関等からの被害情報が上がりにくいというようなこと、また上がった情報が医療機関内、あるいは私たち行政機関も含めたところで情報が共有化されにくいというような現状があると思われまますので、そういった部分に対して、どういったことができるのかということです。また、この部分には、医療関係者の役割として求める事項というのがあると思います。そういったことを考えていただきたい。情報の流れ・共有化の仕組みとか、あるいはどんな情報が必要なのかというフォーマットの問題とか、そういったこともあると思います。

次は、「健康食品」の安全の向上と消費者の安全な使用のサポートですが、まず都民の安全を守るために、事業者に向けたガイドラインの検討案として提示させていただいています。このガイドラインというのは現状ではまだ漠然とした想定ですが、安全性情報の提

供のあり方、あるいは製品を安全につくるための製造工程、いわゆるGMP的な問題、それから製品自体の原材料の安全確認の問題等、また、事業者の消費者対応、あるいは製品の情報の公開のあり方、といったものの中から、委員会の検討の方向性と併せて必要な項目を設定していただくことになろうかと思えます。2番目としまして、医療関係者の役割として求める事項の整理と都の役割です。医療関係者が実際に患者さんに接したときに、「健康食品」を患者さんが既に使っている実態がありますが、これを把握する必要性、あるいは特定の疾患の方がやはり特定の「健康食品」を使っている可能性があるわけで、それを考慮しながら患者さんに接していただく必要性なども含めて、医療関係者の方にどのような役割を求め、そのような働きかけを行うべきなのかということを検討していただければと思っております。

< 適切な情報の提供 >

情報の適正化ということで、企業やメディア等の健康情報発信者に求める責任の明確化を案としてあげております。広告ではなくて番組や雑誌という形で、さまざまな健康情報が出ているのですが、これらが科学的に十分な根拠に基づくもの、あるいは都民の健康に資するものには必ずしもなっていないのではないかというような指摘もあります。どこまで働きかけできるかということもあるのですが、マスメディアが発信する健康情報について、あるべき姿を考えていければと思っております。

それから次は、情報伝達チャンネルです。都民に正しい情報を伝えるために医療関係者の役割として求める事項等です。医療関係者というのは、ドクターもあるのですが、私どもがさまざまなアンケート、あるいは収集した情報では、病院薬剤師あるいはかかりつけ薬局の薬剤師さんがこの部分ではキーマンになっているのではないかということが想定されております。調査会社による現状分析を踏まえて、ご検討いただきたいと考えております。

次の適切な情報選択のサポートということですが、都民の方に情報が伝わりにくい。あるいは情報がつかやすいものになっていないという問題もあります。また、情報の活用方法、情報源情報をお知らせする必要性もあると思われれます。それから、都民の皆さんが正しい情報といいますか、真に役に立つ情報と、そうではなくてかえって有害になるような情報とがある中で、どうしたら峻別できるのかという問題もあります。実はもう既に梅垣先生のところで誇大広告を見破るための9カ条的なものをつくっていらっしゃいますが、非常によくできているので、もうこういったものを私どもとしても普及させていくことが

重要だと思えます。

以上、資料4の説明でございます。

梅垣座長 ありがとうございます。この資料4がきょう検討する重要な部分ですね。資料3のそれぞれの役割というのがありますので、これと検討課題が、どこがどういう役割を担って、どこが対応するかというのを対応するようにしておけば、非常にわかりやすくなると思えます。

資料4について、この内容で相違ないか、また追加があるかどうかということについて、それぞれの先生方からご意見をいただきたいと思えます。

それでは、今度は反対に村上先生からお願いします。

村上委員 3の適切な情報の提供で、情報の適正化で、企業やメディアの情報発信者に求める責任の明確化あたり、実際にはどのくらいこうしてほしいと責任が明確化できるものかよくわからないのでございますが、情報に関しては、おかしな情報を流すなということとは非常に難しいと思えます。基本的には情報はもう玉石混淆が本来の姿だと思って覚悟を決めた方がよろしいと思えます。おかしな情報のはんらんの中で、まともな情報というものがどれだけ目立つようにできるか。それから、どれだけ信用されるかという、その勝負だと思えます。情報源の信頼をというの、先ほど信頼できる情報源かどうかの見極め方が難しいなんてお話もございました。とにかく玉石の中の玉にアプローチするためにどうしたらいいかというあたりを少し研究した方がいいのではないかと。適切な情報、正しい情報とはと林委員がおっしゃったのは確かに大事なことで、では、こういう情報なら安心、こういう情報源から発信されたものは科学的には安心とするその玉を決めて、それから、それをどういうふうにアピールするかというそのあたりを、情報全般よりは少し狭くとも掘り下げた方がいいかなという気がいたします。

梅垣座長 1点だけ質問ですが、メディアの役割というのがありますね。それをどういう形で求めるというのは、もうこれは何もできないものか、それとも何らかの対応は東京都としてできるものかというところを、先生のご専門で。

村上委員 やはりおかしいというか、科学的に判断して正しいか正しくないかということとははっきり言えるわけですから、科学的におかしな情報を発信している、誤解をさせるということがはっきりしたときには、メディアに対してこれは違うということをしきりと申し入れをする、指摘するということは繰り返ししていった方がいいと思えます。けれども、こういう情報を出せというようなことは難しいし、現実どこに向かってもそういう

ことは言えないんじゃないかと思います。おかしな情報のときだけぴしっぴしっと必ず手間を惜しまずに、毎回言うということは非常に自覚を促すことにはなると思います。

丸山委員 この2番の製品やその使用上の安全確保というところで医療関係者ということが出てくるわけで、このところを私は考えてみたところ、先ほどもお話ししたように、「健康食品」と言われているものには、病気がある方に使うというものがあって、かつそれが医療者側から出てきた、例えば微量元素製剤とか、経腸栄養剤とか、こういうものは医療者側にたくさんの情報があるので、患者さんにすぐ情報を伝えられるということになるのですが、問題は、病人の方に使うもので、かつ民間療法から出てきたものには情報が全くないのです。どういうふうなことが多いかというと、患者さんが診察室にきて、「先生、こういうものを使いたいんだけど、」と持ってこられるのですが、一つはパンフレットみたいなものだとか、新聞の切り抜きとか、そういうものを持ってきて見せてくれる。そうすると、我々は全くわからない。例えば新しいキノコからできたこういうものだとか、胎盤から抽出したとか、そういうものを見せてくれるわけです。そのときに、診察室でそれを的確に判断を下すことは非常に難しいのです。結局、新聞の切り抜きなんかを読んで、ああ、これだったらいいんじゃないのという程度になってしまいます。このようなことが癌の術後の患者さんとか、再発している患者さんだとか、本当にわらをもつかむ気持ちで、高いものを買って求めるわけです。そのときの判断を任されても、なかなか難しい面があるので、この点の医療者側への製品に対する情報の何かまとまったものが必要なのじゃないかというのが、この情報としての一番求められるものだろうと思っております。

あと、やはり医療関係者といっても一般の方々が一番接しやすいのはやはり薬局ということになって、病院よりも薬局じゃないかと思います。そういう薬局などの情報の整理のあり方というか、薬局における「健康食品」の扱い方、この辺を一つのターゲットにしてやっていけば、一つの成果が上がってくるのではないかと思います。

林委員 情報の提供を3つの方向に分けることは、よろしいと思います。この3つをさらに小項目に分けていますが、それぞれの項目の中での具体的な問題を検討することが大事だと思います。例えば、都民の認識の向上ということと、都民が情報等を判別するためのガイドライン作成は、似たような面がありますが、この点について2つだけ申します。先ほど、健康に関する正しい情報とは何かということの掘り下げが大事だということをおっしゃいました。これは結局、「健康食品」とは何かという問題になるのです。健康の保持増進

に資する食品等、これは法律の文章としては非常に簡潔でいいと思うのですが、この文章そのままでは健康食品の具体的な姿が理解されないのです。まず、健康の維持増進とは何かということの解説から始める必要がある。このような観点に立つと、先ほど丸山委員が言われたように「健康食品」はいくつかのグループに分けられるはずですが、このように多様な食品を一つの「健康食品」という名称を用いているところに誤認の理由があると思います。そういう意味で、丸山委員にご協力いただいて「健康食品」を使用目的から適切な分類を考えてみる必要があるのではないかと考えます。

それからもう1つは、先ほど村上委員が言われたことですが、この専門委員会は、健康被害にやはり主眼を置くべきだと思います。ただ、健康被害、安全性に主眼を置くためには、その被害の背景といえますか、その理由を理解する必要があります。そうしないと、説得力のあるコミュニケーションができない。健康被害や安全性の問題は、一見、間口が広いように見えるのだけれども、情報を検討してそれぞれの事項について最終目標を決めれば、取扱いはそれほど問題がないと思います。

梅垣座長 ありがとうございます。

では、私もこれは間口が広いとは思いますが、最初に検討するときは全体像を見て、まずそこから何が必要かというのを掘り下げて、ここで何ができるかという焦点を後で絞っていけばいいかと思います。それから、リスクコミュニケーションというのは非常に重要で、一般の消費者とリスクコミュニケーションするというのは大事なのですが、実際にそういう場というのはどこかというのを考えると、やはり現場、例えば薬局とかそういう場が多いと思います。リスクコミュニケーションの会を開いても、来る人は健康意識がもともと物すごく高い人で、よく知っている人が来るのです。だから、一般消費者ですという話をされても、よくよく話を聞くと物すごく詳しいなという方が見えているところもありますので、リスクコミュニケーションをやる場合は、やはり専門職の集団、薬剤師会とか栄養士会とか、そういうところに働きかけて、なるべくこちらが持っている情報を提供して協力連携できるような体制にするというのが、情報がうまく伝わる方法だと思います。

正しい情報をつくるというのがまず重要で、最初にやるべきことで、次にやることは、その情報をどうやって伝えるかということという方法です。

私どもの研究所でやっている内容をちょっと紹介しますと、インターネットで伝えるのは物すごく早いのです。でも、それは文章になっていますから、誤解される可能性があります。ですから、インターネットで伝えるのが一つの方法で、もう1つは、現場の専門職

の方を介して、消費者の方に個別に伝えるという方法をとっているのです。それは同じインターネットの中なのですが、会員サイトという専門職が集まっていただくサイトをつかって、そこでいろいろ議論をして、専門職が同じ認識を持って消費者の方にその情報を伝えるというシステムをとっています。そうすると、そちらが時間はかかりますが、正確に情報が伝わるわけです。そういうことで対応しているわけですが、この場合もそういう少なくとも2つの方法、もっと方法はあるかもしれませんが、そういう対応をとれば、まず正しい情報をつくって、それがきっちり伝えられるようになっていくのではないかと思います。そのときに、どこがどういう役割を担ってくるかという役割分担を東京都の方で考えられて、行政的な作業を進められればいいのではないかと考えています。

では、浜野先生、お願いします。

浜野委員 先生方のおっしゃっていることもすべてそれぞれそうだと思いますし、この大枠として問題はないと思いますが、一応、私もこういう領域の専門家として、企業関係、業界関係、それから医療関係の方の前等でお話をするがありますが、そのときに正しいサイエンスとしての情報をそのまま伝えたとしても、理解する側はそれぞれの思うところがあって、全く違うということを感じるわけです。従って、正しい情報と、それをどういう形にして伝えるかというのは、対象によって異なってくるだろうと感じます。特に一般の人に対しての伝え方というところは、ある意味では、情報はどんどん広がり、正確であればあるほど、非常に細部にわたってきています。細部にわたればわたるほど、今度はわからなくなるわけです。情報は開示しているとは言うけれども、全くわからない。昔の情報が少ないときの方がかえってわかりやすい。

行政に文句を言っただけは何なのですが、例えば今、栄養所要量がウェブサイトに出ていて、大変細かく数値が記入されていて、それはそれでサイエンスとしては正しいと思いますし、情報としてはすばらしいと思いますが、それを一般の人が見たときに、では、私はどれほど摂ればいいんですか。あるいはそう質問されたときに、例えばカルシウム、大体何ミリグラム摂ればいいのか、確かに専門家の人に聞くと細かく何歳から何歳の男性の場合、女性の場合等で異なります、となる。一般論として日常、いろんな状況の中でおよそのところの解釈というところはあってもいいだろうし、あるいは、例えばサプリメントのビタミンにしても、何ミリグラムは必要ですというときの、その何ミリグラムの意味も、水溶性のビタミンと脂溶性のビタミンでは、その濃密度というのでしょうか、摂る上での注意度というのはきっと違うはずです。その辺のことをわかってもらうような説明ということが

必要ではないでしょうか。これは専門家が書くとどうしても専門用語の羅列になって、普通の人のわかりやすい言葉になかなかならないところが非常に苦慮するところだと思います。

それから今、同じようにパブコメになっております特定保健用食品に今後新たに条件付特保ができます。業界にいると意味がわかるのですが、条件付特保と言葉で書いてあっても、一体何なのか。これまでの特保に比べて良いのですか、悪いのですかというところですよ。これを良いと言うのも悪いと言うのも難しいのもわかりますし、ランクをつけるのも難しいのもわかるのですが、ある部分はわかりやすさのために、多少、正確性を犠牲にしてもやむを得ないのかなと思ったりします。それはある許容範囲の中でということになりますが。そういう意味では、情報も正確な情報の羅列があってもいいのですが、一方では、多少勇気が要ると思いますが、その次にもう1つ解釈というか、重要度を示す手立てはないのだろうかとも思います。この有効性に関する情報は、Aなのか、Bなのか、Cなのか。安全性に関する情報はAなのか、Bなのか、Cなのか。これは評価する側のレベルによって変わる可能性はあるのですが、でも、大まかそういうものがあっていいんではないのかと。余りにも情報の安全性のみを意識してはいけないのか、しなくてもいいのではないのかという気がしています。

今、いろんな評価が、レストランの評価にしても、自動車の安全性の評価にしても、金融機関の安全性の評価にしても、いろんなレベルの評価基準が出ているのですが、それだって、ある意味ではある種の個人的というか、偏った評価であるかもしれないけれども、それがあつた許容範囲をもって普遍性があるのであれば、それほど遠慮しなくてもいいし、そういうものであるという、そのための前提の、まさに都民の認識が必要なのだと思います。そういう一方では非常に大ざっぱにした、かみくだいた情報にするという作業をどこかでしてあげないと、もう情報を処理し切れないということだろうと思います。

それからあとは、先ほどのメディアで、メディアを規制するということは多分、できないと思うのですが、であれば逆に、都であるかどこであるかわかりませんが、こういうふうなことを書いてくださいという新聞社なりテレビ局の番組ではなくて、東京都がスポンサーになって情報番組をつくれればいいんじゃないかと思うのです。それなら、東京都の言いたいことが言えるのだと思います。テレビ局なり新聞社にこれを言えというのは無理かもしれないが、私がお金を出すから、これを言いたいというのであればいいのかなと思います。ある意味ではそういう正しい情報の今度は暴露療法が必要になってくるでし

ようし、場合によっては危害情報の暴露というか、危害情報をどんどん出すということで、皆さんの注意喚起を促すということも必要だろうと思います。

情報があっても勉強する気にならなければ、絶対に読みませんから、注意喚起という部分もあわせてこのリスクコミュニケーションの実施方法の中には入ってくるのではないかという気がいたします。私は一番重要なのは、そういう意味の注意喚起かなと思っております。

代田委員 最終的に安全の確保というような観点で議論を進めることになるのではないかと思います。先ほどから議論のあります「正しい情報」というのは2つの種類があって、一つは有効性についての正しい情報、それから安全性に関しての正しい情報と両方あるんじゃないかと思います。私は安全性の方について少し話をさせていただきたいと思うのですが、今までいただいた資料やいろいろなものを拝見しますと、健康被害が起こったというのは、ある物質が持っているリスクのレベルというのが健康に影響を及ぼすほどの高さまで至ってしまったために起ったのではないかと思います。どんな物質でも本質的に悪い影響を及ぼす可能性のレベルがあって、それは普通に食事と同じように摂っても問題ないものから、少し量を間違えると大変困ったことになるというものまでレベルはさまざまです。この健康食品のいろいろな事例を見せていただくと、同じ名前の製品であっても、ある製品は大丈夫で、別な製品は健康被害を起こしたり、あるいは、ある個人は大丈夫だったけれども、ある病気で薬を飲んでいらっしゃる方は、ほかの要因によってリスクがあるというように、リスクのレベルというのが個別に大きく変動していて、あるときには健康被害を起こすほどのレベルまで至ってしまうけれども、あるときには何も無いという、特徴があるのではないかと思います。ですから、そういう変動に対応した形で安全性を確保するためには、先ほど浜野委員からお話がありましたように個別、あるいは対面するところで、個人対個人の間でのリスクの提示だとか疑問に答えるということが大変重要になってくるのではないかと思います。正しい情報はどのようなもので、正しい情報がどういうふうに伝えられるかということを考える上では、そういうリスクのレベルが大きく変動することと、個別の情報提示というのが大変重要ではないかと思います。

では、この委員会の中で実際にどういうことができるかということを少し考えてみたのですが、今のリスクレベルという観点からいきますと、健康被害のいろいろな情報がございまして、なぜそのことによって健康被害が起こったか。つまり、その摂取によってリスクレベルが健康被害を起こすまでに至ったのかということについて、分析を加えてみる

というのも必要なことではないかと考えております。

池上委員 この検討の方向性の全体の整理というのは、私もこういう中身でいいのかなとは思いますが、私自身の個人的な「健康食品」に対する考え方というのをご披露させていただきたいと思います。

先ほど丸山先生は医療現場でも使われるとおっしゃったのですが、こういうものはやはり一応、医療の専門家がそれなりの判断と、場合によって何かあれば、それに対する適切な対応ができる状態だと思うのです。だから、こういうものはここではちょっと議論の対象にはならないのではないかと私は思います。むしろ一般の人たちが自己判断で購入する、そういう「健康食品」がここでの問題になるのであろうと。それが現状では大部分だと思うのですが、このときに「健康食品」というのは安全性をどう担保するかというところがポイントであって、私は有効性に関しては、ないとは言いませんけれども、あったとしても極めて低いのが現状なのだと思います。でも、そういうものであっても、個人の価値判断で選ばれるというのが「健康食品」ではないかと思うのです。ですから、この今回見せていただいた資料の中に「健康食品」の適切な利用というような言い方があるのですけれども、この中には場合によっては「健康食品」が有効だという面を含んでおられるのかなと感じられます。先ほど浜野委員はランクをつけたらいいとおっしゃったのですけれども、これは、私は今、できることではないと思います。ただ、情報として、例えば梅垣先生がインターネットで公表されているような文献でこういうのが出ていますというような情報を提供するということは、それはそれでいいと思うのです。ですから、基本的にはやはり有効性に踏み込んだ介入というのは、私は現状ではできないし、行政ができる状況ではないと思います。ですから結局、安全性をどうやって担保するかというところにきちんと力点を置いて問題整理をしていった方がいいのではないかというのが私の意見です。そのためのリスクコミュニケーションのあり方、これが基本的には問題になるのだらうと思います。

先ほど梅垣先生は、大ざっぱな情報は提供できるけれども、細かい情報は個別でやっていかなきゃいけないと。それが東京都の場合にどんな方法があるのかというところは、私もちょっと今のところはわかりませんので、一つの方法として、医療関係者の方々の意識に対して何か東京都が働きかけるということを考えておられると思うのですが、保健所だとか消費者センターみたいなものを当局も幾つか持っているから、そういうようなところとか、区のレベルでもあるでしょうから、そういったところも含めて、どういう対応が可

能かというのも考えていった方がいいのかなと思いました。

2番目の、製品やその使用上の安全確保のところ、私はやはりこの健康被害情報のより確実な把握と情報の共有というところが大きくポイントとなるのではないかと思ったのですが、2番目のところが医療関係者の役割としてということで、健康被害を受けられたら、その人たちが必ず医療にかかるかというところが私はちょっと引っかかっているんです。もう1つ医療というところまで行くまでもないけれども、こういうのを飲んでいたら、あるいは食べていたら、どうもおかしくなっちゃったというのにもっとうまくアクセスできるような、そういうところがないのかなというのが抜けているのではないかとちょっと思ったのです。その辺はどうなのですか。国民生活センターが把握されているデータはそういうところも含めておられますよね。ですから、医療現場だけではちょっと足りないのではないかという意見を一つ申し上げさせていただきました。

梅垣座長 ありがとうございます。

一つ私は現在、食育というのを言っていて、例えば資料3のメモの学校の役割というのですか、今の「健康食品」を使う学生さんは、全くファッションとかイメージで使っているところがあるのです。だから、東京都としてこういう学校にもう少しわかりやすい状況を提供して、子供が小さいうちからきっちりした情報が理解できるような、例えばダイエット食品関連だったらどういうことが想定されるとか、漫画みたいな感じでパンフレットをつくって学校に配布して、小さい子供の段階で何か対応できるというシステムにしたらどうかと思うのですが、池上先生、どうですか。

池上委員 私は梅垣先生のおっしゃる、今、「健康食品」が本当に消費者に安易に利用されている一番ベースのところは、やはり消費者の科学性の欠如だと、私はそう思っているのです。それをそう簡単には変えられないし、恐らくここでそこまで言ってもしょうがないかなと思ったので私、指摘しなかったのですが、子供のときからの食育というか、科学教育というか、消費者教育というか、そこが日本の場合は大きく欠如していると思います。だから、それが今、「健康食品」がこんなふうに安易にはびこっている大きな背景にあると思います。

これからお話しする例が適切かどうかかわからないのですが、私どもの大学で、私のところは女子大ですので、女子大の学生たちの健康診断を毎年実施しているのですが、一つの事例です。やせというのが今、若い女性に物すごく広がっています。多分、20%か30%ぐらいいいと思います。ところが、私どもの大学・短大の中の食物系を選択している学生の

やせの割合はその半分なのです。文学部などの食物と関係のないところ、つまり食育とか健康教育をほとんどしていないところと大きな差があるのです。だから、やはりいかに教育が大事かということ私たちが改めて実感しました。このような教育が本当に小さいときからきちっと行われていれば、もっときちっとした科学的な目を持って物事を判断すると思うのです。今回の資料の中でも、この資料3の最初のところに一般的な食事がいかに大事かということ、ここがきちっと入っていれば、多分、「健康食品」なんかにそう簡単には飛びついていけないと思うので、ここがきちっとされていないということが今の問題を複雑に深刻にしている背景ではないかと思います。

古田副参事 いろいろご意見ありがとうございます。池上先生のお話の中で、安全性、有効性というお話がありました。私ども第1回目の委員会の中で初めに皆さんの方からご確認いただいた事項がございますが、この委員会では安全性を第一に考えていくということで、有効性については私どもが取り扱う部分ではないということを確認させていただいています。ここで適切な利用という言葉があるのですが、これは利用を促進しているということではありません。例えば特定保健用食品をどういった方がどの範囲で使ったら、どういった効果があるのかということが、実はどこを見てもよくわからないのです。それをだれが説明してくれるのかというのもわからないのです。そういった意味の適切な利用方法を誰かが説明する必要がある、一つにはそういう意味を込めて表現したものです。

それから、医療機関ばかりではなくて、健康被害情報の把握の努力がほかのところでも必要だというのは全く同感でございます。今後の検討内容にもなるかと思いますが、恐らく情報は企業にもいくのだと思うのです。その企業が適切な対応をとっているかが問題です。悪い例としては、事実を確認しているわけではありませんが、体調が悪くなったという問い合わせに対し、これは体質が改善されるための初期症状だから、2倍、3倍飲みなさいというような説明をされ、健康被害がよりひどくなったという事例もあるように聞いております。あるいは、よい例としては医薬品と自社の健康食品との副作用、相互作用のデータベースを持っていて、直接問い合わせれば、そのことについて具体的にお答えしますというようなことを告示しているところもあります。実際の健康被害の発生がどのくらいあるのかよくわからないのですが、医療機関に寄せられる事例は一部に過ぎないと思われれます。具体的にどういった把握の方法があるのかというご検討を、よろしくお願ひしたいと思います。

梅垣座長 ありがとうございます。

ほかに何か。

林委員 東京都が「健康食品」について扱わなければならない問題が多すぎて、それを全部カバーすることはできないとしますと、具体的には、何を取り上げるべきかの決定が大切です。次に、都民が情報等を判断するためのガイドラインの作成を重要視すべきだと思います。もう少し詳しく述べますと、都民が個人の食生活への反映、あるいは健康増進への反映の観点から、情報等を正しく理解し判断するためのガイドラインの作成が重要です。ガイドラインの書き方も色々あります。例えば安全性の問題については、すべての都民を対象とした書き方ではなく、指導的な立場にある人を一応念頭に置いて書いた方が一般の人々にその内容がより正しく波及する場合があります。その意味でガイドラインの書き方、形式にも工夫が必要です。

梅垣座長 ありがとうございます。このガイドライン、先ほど先生がおっしゃったようにガイドラインもそれぞれの役割があるわけです。だから、例えば学校だったら学校の役割があるのだし、東京都もそうだろうし、メディアもそうだろうし、そういう役割分担ごとにこのガイドラインで対応するようにということにすればわかりやすいと。

林委員 そうですね。

梅垣座長 ほかにございませんか。それでは、これで全体をまとめていただいて、方向性としてはこのまま進めばよろしいでしょうか。それでは、次に行ってよろしいですか。

では、次は実際に調査、情報収集する項目についての説明を事務局の方からお願いします。

古田副参事 どうもありがとうございました。先ほどの資料4につきましては、いただいたご意見をまとめさせていただきまして、また座長の方からご指摘がありましたさきの資料3との関係も十分考慮した上で、次回のときにまた提示させていただきたいと思えます。

それでは、資料5につきまして私どもの小澤の方から説明をさせていただきます。

小澤健康安全室健康安全課食品医薬品情報係主任（以後小澤主任） それでは、資料5 - 1と資料1を並べながらごらんいただきたいと思います。

最初に資料5 - 1をどのような位置づけで作成しているかを述べたいと思います。前回の議論の際に「健康食品」に関して問題となっている現状ということできまざまなご意見をいただいたわけですが、それを今後解決していくためには、現状をもう少し正確に把握して整理することが必要ではないかと思えます。今日ご議論いただきました検討の方向性

の柱をどのように据えるかということを考えるためには、どのような材料が必要なのかということを考えて、今後整理していく項目として資料5 - 1を作成しております。ですので、検討の方向性を見比べながら、今後どのような情報が必要なのかという視点でご検討いただければと思います。検討いただく時間をなるべく長くとらせていただきたいと思いますので、簡単にご説明したいと思います。

<資料5 - 1を元に今後の調査・情報収集予定について説明>

資料5 - 2と5 - 3について、関連する項目ですので、続けてご説明させていただきたいと思います。

市川健康安全室健康安全課食品医薬品情報係次席 それでは、資料5 - 2の方をご用意いただきたいと思います。

こちらは「健康食品」の事業者に対するアンケートの調査項目になっております。資料4の「製品やその使用上の安全確保」という項目の中に「健康食品」の安全の向上と消費者の安全な使用のサポート」という検討の方向性がございます。そこで、事業者に向けたガイドラインの検討というのを視野に入れて、このアンケート調査を行いたいと思っております。急で申しわけないのですが、12月16日に私どもの方で「健康食品」の取扱事業者に対する講習会を行います。資料5 - 2の一番最後のページに参考として概要をつけてあるのですが、各法令の解説、それから事例紹介という形で行います。現在のところ申し込みが1,600名を超えております。例年、年1回行われているもので、企業によっては10名も20名も参加のあるところがあるのですが、その時にこちらのアンケートをお渡しして、複数参加しているところは会社としてお答えをいただきたいと思いますと思っております。

<資料5 - 2に基づき、アンケート項目の概要を説明>

小澤主任 では続きまして、資料5 - 3としておつけしておりますメディアに対するアンケート調査項目(案)について簡単にご説明させていただきます。こちらは来週発送するというような予定のものではございませんし、まだ私どもとしても自信がない案になっておりますので、十分ご検討、アドバイスいただいたうえで実施したいと思っております。

メディアといいましてもいろいろとありますが、さまざまなアンケート調査などから、テレビ、新聞、そしてインターネット、雑誌というのが健康情報の主な入手先についての調査結果もありますので、今のところはそういったところを調査対象に考えております。また、それだけですと漠然とし過ぎてしましますが、一部、どんな番組が最も大きな入手先なのかですとか、どんなサイトが人気があるのかというランキングがありますので、そ

ういったものを参考にしてある程度、調査対象先を絞っていきたいと思っております。

<資料5 - 3に基づき、アンケート調査項目の概要を説明>

梅垣座長 ありがとうございます。

それでは、まずこの資料5 - 1の検討基礎となる調査・情報収集等(案)についてそれぞれの先生から、個別というともう時間がないので、個別でなくて全体で先生方がご意見のあるところからお聞きしたいと思います。

池上先生からお願いできますか。

池上委員 この5 - 1の最後のところに誤解を招きやすい表示・広告・「情報」に関する調査と情報整理というところがあるのですが、この表示・広告のところでもちょっと後のアンケートにも少しかかわるのですが、新聞ですとか雑誌に「健康食品」の広告が出ております。その内容に対して、新聞社や雑誌で適切な広告なのかどうかということに対する判断というのでしょうか、そういうことがきちっと行われているのかどうかというところが私は非常に気になるところで、ちょっとこの調査内容の中には網羅されていないのではないかという感じがしましたので、その辺をぜひ加えていただけないかと思うのです。メディアは先ほどの5 - 2や5 - 3の調査のところでも関係するのですが、これは特にメディアに対する番組とか記事を対象にされているのですが、載せている広告に対してどう取り組んでいるのかということも、あわせて調査した方がいいのではないかと思えます。5 - 2のアンケートのところでも入れてもらいたいと思ったのは、企業がどんなところに広告をしているのかと。どういうところの広告が非常に効果があるのか。そういうようなところもちょっと、私は広告がいつも気になっていて、例えば一般新聞の1面の下のところに何々でがんが治ったなんていう本が広告されている。それで裏側の方に「健康食品」の批判記事が出ていたりすると、これは自己矛盾ではないかと思うのですが、あの辺が新聞社なんかでどういうふうに関わり合っているのか。消費者が、市民団体なんかで申し入れをしているのです。新聞社が各家庭に1カ月に1回くらいちょっとした薄っぺらなものを配っていきますが、あれなんかものすごくたくさん「健康食品」の情報が載っています。そういうことに対して消費者団体が苦情というのですか、問題があるのではないかと指摘しています。もっと適切に対応しろというような、一つ一つの情報をどうこうというのは、なかなか先ほどの村上先生のご指摘のように難しいかもしれないけれども、姿勢をただすという申し入れは可能だと思うので、そういう面をもうちょっとこの中に入れていただいたらどうかという意見です。

代田委員 今のところに関連して、誤解を招きやすい表示ということに関して情報整理をしていただくということですが、リスクに関する情報が掲示されているかどうかというのも、消費者にとっては必要なことだと思います。広告の中に、広告ではあるけれども、その中にかくかくしかじかの場合があるとか、かくかくしかじかの人をご相談くださいとか、そういうような表示がつけられているかどうかということについても見ていただくと、大変参考になるのではないかと思います。

それから、メディアに対するアンケート調査項目ですが、メディア以外の先ほどの資料3の丸の中にある方たちそれぞれについてはリスク、あるいは安全性についての認識の程度というのを調査されたり、あるいは既存のデータを利用されたりということがございますので、このアンケート調査にもしてできましたらば、メディアの方たちがそういうものがリスクを伴う可能性があるのかという認識があるかどうかということについても、何か上手な形でご質問いただけるといいのではないかと思います。

それから、資料5-2にあります事業者に対するアンケート調査とですが、ここで書かれている事業者とは今度、講習会に見える方だと思うのですが、どういう方たちでしょうか。私、いろいろなものを見てみると、例えば生協のカatalogの中にも「健康食品」の項目がありますし、今お話にあったような、えっと思うような新聞広告もございますし、事業者というのはどういう方なのかちょっと教えてください。

栗田健康安全室健康安全課食品医薬品情報係長 昨年度の結果で申しますと、まずメーカーの方、それから販売者の方、それから販売店というのですか、デパートとか小売店の方、マスコミの方も結構いらっやっています。広告を担当されているような部局の方もいらっやっています。それから企画会社のような、「健康食品」の企画をしたり、あるいは広告代理店みたいなことをされている会社とか、そういった意味ではかなり広範な方がお見えになっているということです。

代田委員 もう1つ質問ですが、健康被害に関する文献をいただいていますけれども、前回の委員会でたしか医療関係の被害があったときの情報の流れというのをお示しいただきました。こうしたものも、その情報の流れの中に乗ってきていたのでしょうか。それとも、文献になって初めて出てきたのでしょうか。

小澤主任 情報の流れの中に乗ってきているものと、乗ってきていないものがあると思われま。本日、ピンクのファイルでお配りしているこちらは資料5-1の別添1と同じものがついています。11個の文献がありますが、中国製ダイエット用健康食品が関連する

ものはほとんど行政の方に何らかの形で情報が来ているものと思われませんが、それ以外のものについては、必ずしも行政で何からの対応がとられているとは限らないと思います。ただ、情報が全部東京都の方に集まる仕組みになっておりませんので、もしかしたら国の方には何らかの形で情報が行っているかもしれません。

代田委員 その辺のところも、きっと今後の検討課題になるかと思います。どうもありがとうございました。

浜野委員 一つだけ、特に事業者に対するアンケート調査のところ、被害情報なり問い合わせがあったときに、それをどうしているかということです。社内でファイルしているのか、報告する場所はあるのかないのかわかりませんが、その中に病院なり保健所なり届けるとか届けないとか、いろんな処理の仕方があると思いますが、少なくともどのように処理されているか。社内であったとしても、それはきちっと整理されているのかどうかといったことは、今後の情報収集のシステムづくりともかかわると思いますので、その辺のつけ加えをしていただければと思います。

梅垣座長 ありがとうございます。

私も今、大体これで内容はよろしいと思います。あと、私のところに関係します5ページのところです。既存情報源に関する情報収集でのインタビュー内容というのが3番目にあります。これは非常に重要でして、例えば私のところを出している情報というのは、食品の安全性をより重要視しているのです。だから、安全性、有効性と安全性を頭に持ってきているわけです。消費者の視点で情報は作成している。それぞれの特色があると思うのです。例えば2番目の機能性食品データベースというのは、恐らくこれはもう学術的にかなり特化したものですから、同じようには扱えないので、このインタビュー内容によって、ここの情報はどういうスタンスで情報をつくっているかというのが明確になりますので、非常にいい調査内容になっているのではないかと思います。

林委員 事業者に対するアンケート調査項目の中で、1の安全性についてどのような根拠に基づいて判断していますかという質問はよろしいですね。もう1つ大事なことは、その判断した結果を実際に取り扱っている「健康食品」の安全性の確保にどのように活用しているかということです。例えば科学的根拠から、予想される健康被害についてモニターを積極的に実施しているかどうかということ、それからもう1つ、その健康障害を判断するためのバイオマーカーについても、実際に検討しているのかどうかというようなことをつけ加えて質問することも大切です。この質問に対して回答があるかないかということで、

その企業の「健康食品」に対する科学的取組みのレベルが判断されるように思います。

それからもう1つは、これは5 - 1の調査・情報収集等はよくまとめられていると思います。ただ、「健康食品」には分からないこと、不確実なことが多く、学問的にも興味深い分野なので、やり過ぎると調査している人にだけわかって一般の読者には全く理解できない報告書が出来上がることにもなりかねない。この仕事が、都民のための情報収集と解析と評価であるということを念頭に置いて、重要問題に焦点を絞らないと収集がつかなくなりかねない。これはアドバイスです。

丸山委員 基本的にはもう十分まとめられて、これで結構だと私は判断しております。

あと、この健康被害に関する調査と情報収集というところの、資料5 - 1とか別紙1、2となっておりますが、これは症例の報告ばかりではなくて、総論的なものも論文として出てきたら、ぜひこういうところに入れていただいて、参考にできればと思います。私が使う方のイメージとして考えた場合、症例ばかりではなくて、いわゆる総論的なものも一緒に、例えば何々に対しての健康被害とか、何かまとめたものもこの情報の中に入れていただければいいのではないかと感じております。

村上委員 2つのアンケートについてですが、最初の事業者に対するアンケートは、果たしてこれにきちんと答えてくれるだろうかということもございしますが、大事なことは聞いていると思います。何かしいてつけ加えるとしたら、事業者が都に対してどういう要望を持っているか。それから医療に対して、メディアに対しての、事業者の言い分みたいなものも少し聞けるとよいのではないかと思います。事業者が「健康食品」を扱う上でイライラしている部分があるのかもしれないし、不満があるかもしれないのを少し聞いてもおもしろいかと思いました。

それからメディアに対するアンケートですが、記事に取り上げる際に安全性を確認しているかといった質問には、大体、優等生みたいところに丸をつけてしまって、きっと余りおもしろくないデータになりそうです。対象をテレビ局じゃなくて一つの番組に絞って、番組の担当者から具体的な話を引き出すようにしてはどうですか。特に私どもが知りたい視聴者や読者がどういう反応を示しているかというあたり。それから専門家の批判があるかどうか。批判があったときに、どう対応しているか。番組なり記事なりの信頼度みたいなもの。それから先ほど池上先生からおっしゃられた広告、CMの問題、これは非常に大きい問題だと思います。各新聞社やテレビ局には広告コード、CMコードというのがございます。そこを改めて聞き出すことも必要かと思いました。先ほどの雑誌広告や本の広告に、

癌がすぐ治るみたいなことがあるのですけれども、あれは今のところは健康雑誌なり何なりの見出しがきちんとその言葉であれば、それはもう刊行物として言論の自由という法に守られてしまっているのです、新聞社はそれを排除できないというあたりに今、線が引かれておりますが、もう少しこういう問題を世論として揺り動かせば、そのコードの線引きが少しまともな方へずれることも可能であろうと思いますので、その辺を少し揺さぶる、揺さぶる前に実態を調べるなんていうことは必要かと思えます。ですから、広告コードはどうなっているか、CMはどこで線を引いているか、公序良俗などの線はあるので、余りエロチックなものは載せられないとか、そういう線はあるのでございますが、その線を少しこの際、動かせるぐらいの力が持てるといいですね。その前に実態をお調べになる質問が入ってもいいので、メディアへのアンケートの方は質問をもう少しいろいろ皆さんのご意見を聞いて、練り直してもいいかしらと思っております。

梅垣座長 ありがとうございます。

では、先生方からほかに追加はございませんか。なければ、事務局の方でまとめていただいて、今後の調査実施の予定をお願いします。

古田副参事 熱心にご討議ありがとうございました。今日いただいた部分、非常に本質的な部分が多くございますので、私どもも再度、先生方に個別にお伺いして、まとめる際に参考にさせていただく事項が多々あるかと思います。またその際にはよろしくお願ひしたいと思えます。

私どもの方といたしましては、先生方からまたご意見をいただくのですが、その辺のスケジュールを申し上げます。

栗田係長 急いで申しわけないのですが、事業者向けのアンケートは来週の16日に実際に事業者の方にお配りしてお答えいただくということで、先ほど市川が申しあげましたけれども、月曜日までに何かきょう出たもの以外でさらに追加があれば、メールでも電話でも何でも結構ですので、事務局の方にお寄せいただければと思えます。

それからメディアに対するアンケート調査の項目につきましては、また村上先生と個別にご相談させていただくということをお願いできないでしょうか。それから、ほかの先生方からもアドバイスをいただければ、これは時期的にいつというのはまだ決めておりませんが、なるべく早くやりたいと思っておりますので、これにつきましてももしお気づきの点があれば早目にいただければと考えております。

予定的なものは以上です。

梅垣座長 ありがとうございました。

では、これで本日の議題はすべて終了しましたので、進行を事務局にお返しいたします。

古田副参事 長時間にわたり本当に熱心なご討議ありがとうございました。

次回の予定ですけれども、さきにご説明申し上げましたとおり、次回は1月に本委員が予定されております。実施時期につきましては、決まり次第ご連絡を申し上げたいと思います。それから、こちらの専門委員会の方は第3回目ということになりますが、2月上旬に予定されております。そこまでに今回、本日もご討議いただいた内容等を整理しまして、また先生方のご意見を踏まえながらまとめたものをつくっていきたいと思っております。

それでは、本日の専門委員会はこれで終了させていただきます。どうもありがとうございました。